小川 有希子

1. 授業の概要(ねらい)

この授業は、行政法を初めて学ぶ法学部の学生を対象とします。日本には、「行政法」という名の法典は存在せず、行政に関わる法律関係を全般的に扱う科目を「行政法」と呼んでいます。行政法Ⅱでは、行政法Ⅰで学んだことを前提に、行政活動に起因して行政と国民との間に紛争が生じ、国民に不服や不利益が生じた場合の救済に関する法(行政救済法)について学びます。主として、講義形式で行いますが、不明な点や納得できない点をそのままにせず、積極的に取り組んでください。行政法は、憲法の理念を具体化したものですので、1年次に憲法を修得していることが望ましい。

2. 授業の到達目標

- ①行政救済法の基本的な知識を修得する。
- ②具体的な事例を用いて、行政救済法について説明することができる。
- 3. 成績評価の方法および基準

小テスト3回 30%

期末試験 70%

4. 教科書·参考文献

教科書

高橋滋編著 『行政法 Visual Materials』 有斐閣

参考文献

櫻井敬子·橋本博之 『行政法 第6版』 弘文堂

5. 準備学修の内容

[予習]30分(目安)

①教科書の指定範囲を読み、見出しに使われている重要な用語や分からない用語について、参考書や法律用語辞典等で確認してノートにまとめる。

[復習]60分(目安)

- ①授業で説明された行政法の基本的な用語を正しく説明できるよう、ノートにまとめる。
- ②授業中に出題された問題を解いてみる。
- ③不明な点や納得できない点が残っている場合は、期末試験までに解消する。

6. その他履修上の注意事項

授業には、指定教科書のほか、必ず『六法』を持参してください。

7. 授業内容

 【第1回】 教科書の項目に沿って進める。 No.32 情報公開・その他 No.33 個人情報保護
【第2回】 No.34 行政教済の全体像 No.35 苦情処理
【第3回】 No.36 行政不服申立て No.37 行政審判

【第4回】 No.38 取消訴訟①

【第5回】 No.38 取消訴訟②

【第6回】 No.39 取消訴訟以外の抗告訴訟①【第7回】 No.39 取消訴訟以外の抗告訴訟②

【第8回】 No.40 当事者訴訟① No.40 当事者訴訟②

【第10回】 No.41 客観訴訟 【第11回】 No.42 仮の救済

【第12回】 No.43 国家補償の全体像

【第13回】 No.44 国賠法1条(公権力の行使)責任

No.45 国賠法2条(営造物)責任

【第14回】 No.46 損失補償

No.47 国家賠償と損失補償の谷間

【第15回】 まとめ